


## 3月のごみ分別収集のお知らせ

必要な方は、切り取って、目につくところに貼ってお使い下さい。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				燃やすごみ		富草地区 不燃ごみ回収 焼却灰
4	5	6	7	8	9	10
	燃やすごみ	アルミ缶 スチール缶	容器包装 プラスチック	燃やすごみ		田上処分場 持込日
11	12	13	14	15	16	17
田上処分場 持込日	燃やすごみ	茶色びん 無色びん その他びん		燃やすごみ		大下条地区 不燃ごみ回収
18	19	20	21	22	23	24
	燃やすごみ	ペットボトル その他プラ	容器包装 プラスチック	燃やすごみ		和合・新野地区 不燃ごみ回収
25	26	27	28	29	30	31
廃乾電池 廃蛍光管	燃やすごみ			燃やすごみ		

## ごみを出す時のチェックポイント

毎月、第1・第3水曜日に収集される  マーク付きのプラごみは、資源として再生されています。「廃プラ」ではなく、リサイクルする容器包装プラスチック「容リプラ」とおぼえてください。

### 【もう一度ご確認ください】

《田上処分場への持込みについて》

- ・木製品(タンス、ベッド、テーブル、椅子等)やプラスチックごみの搬入はできません。
- ・鉄屑は、処分場内で分別していただきますので自動車に積む際に、区分してお持ち下さい。

## 焼却灰・使用済乾電池・蛍光管を回収します。

### 【焼却灰】

- 回収品目 一般家庭の焼却灰（こたつ・風呂など）
- 実施日 3月3日（土）  
午前8時30分～9時30分
- 回収方法 町指定の焼却灰専用袋に入れ、氏名を記入のうえ  
田上処分場へ持ち込んでください。
- ※ 収集ステーションには出せませんのでご注意ください。

### 【使用済乾電池・蛍光管】

- 回収品目 一般家庭の使用済み乾電池及び蛍光灯
- 実施日 3月25日（日）
- 回収方法 午前8時30分までに各地区の収集ステーションに  
出してください。
- ※ 大量に出される方は、直接田上処分場へ持ち込んでいただきます。  
事前に担当係までご連絡ください。

問い合わせ 建設環境課 ☎ 22-4053

## 野外焼却をする際はご注意ください

○ 農業や林業に伴う野外焼却を含め、焚き火などで落ち葉や枯草を燃やす場合は、燃やす時間帯や風向き、周辺的环境などに気を付けて、ご近所に煙や臭いで迷惑をかけないように十分注意してください。

また、風の強い日には野外焼却などが原因で火災が発生することがあります。火のそばを離れないようにして後始末をしっかりとってください。

※火災と間違えるような焼却をする場合には事前に消防署に届け出が必要です。

○ 家庭ごみの焼却は法律により禁止されています。ブロックを積上げただけのものや、ドラム缶を輪切りにしたものなど規制の条件を満たさない焼却炉での焼却も罰則の対象となります。（罰則：5年以下の懲役、1000万円以下の罰金）

問い合わせ 建設環境課 ☎ 22-4053